

自動車運転免許証自主返納支援事業

ハイヤー助成券を交付します

町では、運転免許証を自主返納、または失効された方を対象に、ハイヤー助成券を交付しています。

【対象者】

- ・町内に住所を有し、現に居住している方
- ・運転免許証を自主返納または失効して1年以内の方
- ・町税等を滞納していない方

【助成内容】

- ・3年間に渡り、毎年ハイヤー助成券を1万円分（合計3万円分）を交付します。
- ・申請初年度は、申請時期に応じて助成券の交付金額が減額されます。

【申請に必要なもの】

- 運転免許証返納に関する申立書
- 公安委員会が交付する次のいずれかの書類
- ・申請による運転免許の取消通知書
- ・運転経歴証明書

- ※「申請による運転免許の取消通知書」は免許証を自主返納されたときに交付されます。
- ・本人確認書類（個人番号

カード、障がい者手帳、健康保険証、年金手帳等）

※顔写真付きでないものは、2種類の提示が必要です。

【申請場所】

- ・危機対策課
- ・落部支所
- ・熊石総合支所地域振興課

【問い合わせ先】

危機対策課交通防犯係
☎0137-6212226

空家等対策支援補助金について

町HP



（解体補助）



（改修補助）

倒壊や建築部材などが飛散するおそれのある危険な特定空家または将来的に倒壊や建築部材の飛散のおそれがある空家を解体して更地にする工事費の一部および、空家を改修して居住する場合の改修費の一部を補助します。

※詳しい補助に関する要件は、窓口または町HPより「補助金交付要綱」を確認ください。

※工事着手、または契約済の案件は対象外です。

【受付期限】5月30日（金）

※予算額に達した場合、先着順ではなく抽選となります。

○解体工事の場合

【対象者】

特定空家または空家を所有する個人の方

【対象建物】

次のいずれかに該当する建物

① 特定空家に認定され、空家の不良度が高く、周辺に悪影響を及ぼす恐れがある状況である建物。

② 現に1年以上の居住実態がなく、昭和56年以前に建築された一戸建ての住宅で、当該住宅の解体後1年間、跡地を営利目的で活用せず、有償による譲渡または貸与をしない建物。

【補助金額】

補助対象額の2分の1以内で上限50万円

○改修工事の場合

【対象者】

空家を所有（空家取得後1年以内）し、改修後に居住する個人の方

【対象建物】

次の要件を満たすもの
・昭和56年6月1日以降に建築された建物。（昭和56年6月1日以前に建築された建物の場合には、耐震診断により現行の耐震基準を満たすことの証明が必要。）

・八雲町立地適正化計画において定めた居住誘導区域内および落部・熊石地区の下水道を完備する空家で、改修後に3年以上居住する建物

【補助金額】

補助対象額の2分の1以内で上限100万円

【問い合わせ先】

建設課管理係
☎0137-6212115

（広告）

障害のある方々の就労を叶えます
実績多し!!

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない方もお気軽にご相談ください。

今すぐお電話を!
0138-83-8018
080-1896-1077

障害者就労移行支援事業所
国領市深堀町1-7
ジョブシード 検索

仕事決まったよ!
jobsp.hirano@gmail.com

（広告）

司法書士・行政書士 やまびこ事務所

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか? 初回相談無料

0137-63-2917
司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F（ふたばさん2階）